

# 北海道支部学生会運営基準

## (総則)

- 第1条 本会は、支部規程第4条により設置する。  
第2条 本会は、北海道支部学生会（以下「支部学生会」という）と称する。

## (目的)

- 第3条 支部学生会は、北海道支部に所属する学生員の支部活動を盛んにし、かつ学生員相互の親睦をはかることを目的とする。

## (事業)

- 第4条 支部学生会は前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。  
① 研究発表会、講演会等の開催  
② その他、目的を達成するために必要な事業

## (運営)

- 第5条 支部学生会は、北海道支部に所属する学生員により構成され、その運営は北海道支部運営委員会（以下「支部運営委員会」という）および、以下に定義する学生会顧問の助言を受ける。

- 第6条 北海道支部所属の学生員が属する学校を、会員校と称する。

## (顧問)

- 第7条 支部規程第6条により、支部学生会活動を指導・支援するため、学生会顧問（以下「顧問」という）を置く。

- 第8条 顧問は、電子情報通信学会正員の者で、一定数の学生員を有する会員校より1名ずつ選出する。

2. 任期は、各年度の第1回支部運営委員会から翌年の第1回支部運営委員会までの1年間とし、再任を妨げない。

- 第9条 顧問の選出は、学生会顧問会議にて次年度顧問候補を選出し、支部運営委員会において了承を得る。

## (幹事)

- 第10条 顧問の中から、学生会幹事（以下「幹事」という）1名、学生会副幹事（以下「副幹事」という）1名を選出する。

2. 幹事ならびに副幹事の任期は、各年度の第1回支部運営委員会から翌年の第1回支部運営委員会までの1年間とし、留任は行わない。

3. 副幹事は次年度の幹事を務めるものとする。

- 第11条 幹事および副幹事は、支部規程第6条により、支部長の推薦により理事会の承認を得て、支部委員に就任できる。

## (会議)

- 第12条 第3条の目的を達成するため、顧問からなる学生会顧問会議を置く。
- 第13条 幹事は、毎年4回、学生会顧問会議を招集し、その議長となる。
2. 幹事が必要と認めたときは、臨時学生会顧問会議を招集する。
- 第14条 学生会顧問会議は、総顧問の過半数の出席をもって成立とする。なお、委任状を提出したものは出席者とみなす。
- 第15条 学生会顧問会議の議事は、出席した顧問の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 第16条 学生会顧問会議での決議は、支部運営委員会に報告する。
- (附則)
- 第17条 本基準の改正は、顧問会議での決議の後、支部運営委員会の承認を受けるものとする。
- 第18条 本基準は平成28年5月11日より実施する。